

五合目総合管理センター展示物の整備 業務委託に係る企画提案募集要項

1 趣旨

コロナの収束により、登山者や観光客など、より多くの来訪者が富士山五合目を訪れることが見込まれる。

このことから、富士山及び構成資産が持つ顕著で普遍的な価値や魅力について、富士山五合目を訪れる来訪者に対して一層効果的に伝えるため、五合目総合管理センター内の世界遺産富士山情報提供（展示）スペースへの展示物（以下「展示物」という。）を整備する。

2 業務内容等

(1) 委託業務名称

五合目総合管理センター展示物整備業務

(2) 業務内容

別紙「五合目総合管理センター展示物整備委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）及び「五合目総合管理センター展示物整備業務委託契約書」（以下、「契約書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

契約の日から令和6年2月29日（木）まで

(4) 委託料上限額

金5,874,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 企画提案の参加資格

資格者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 本業務と類似の業務を実施した実績や専門知識を有する者であること。
- (7) 本業務が実施できる体制が整えられていること。

4 契約形態

公募型企画提案方式により、企画提案について審査のうえ、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

5 選考日程等に関する事項

(1) 担当課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県観光文化・スポーツ部世界遺産富士山課
電話 055-223-1330 FAX 055-223-1438
メールアドレス fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 日程

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 募集要項等の交付開始 | 令和5年7月28日(金) ※公告日 |
| ② 企画提案参加申込書、誓約書等の提出期限 | 令和5年8月17日(木) 午後5時 |
| ③ 企画提案に係る質問の受付期限 | 令和5年8月17日(木) 午後5時 |
| ④ 企画提案書等の提出期限 | 令和5年8月25日(金) 午後5時 |
| ⑤ 企画提案に係るプレゼンテーション | 令和5年8月30日(水) |

(3) 募集要項等の交付

「山梨県」ホームページからダウンロードすること。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 商業・法人登記簿謄本(写し可)
- ④ 財務諸表(直近1期分)の写し ※貸借対照表、損益計算書等

(2) 提出期限及び提出方法

令和5年8月17日(木) 午後5時まで
※世界遺産富士山課(山梨県庁別館2階)に直接持参又は郵送すること。
※受付時間: 午前9時~正午及び午後1時~5時(土日祝日を除く)
※郵送の場合は令和5年8月17日必着。

(3) 提出部数

1部

7 質問及び回答

(1) 提出書類

企画提案質問票(様式第3号)

(2) 提出期限及び方法

令和5年8月17日(金) 午後5時まで
担当課(fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp)あて、電子メールで送信すること。

また、件名を「五合目展示物整備業務委託に関する質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年8月22日（火）までに質問者へ電子メールで送付するとともにホームページに掲載する。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせる。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第5号）
- ② 会社概要等整理表（様式第6号及び会社パンフレット等）
- ③ 実施体制表（様式第7号）
- ④ 受託実績整理表（様式第8号－1）
- ⑤ 同種又は類似する業務実績整理表（様式第8号－2及び参考資料）
- ⑥ 業務工程表（様式は任意）
- ⑦ 経費見積書（様式は任意）

(2) 提出部数

提出書類 各6部（正本1部・副本5部）

(3) 提出方法及び期限

令和5年8月25日（金）午後5時まで

※世界遺産富士山課（山梨県庁別館2階）に直接持参又は郵送すること。

※受付時間：午前9時～正午及び午後1時～5時（土日祝日を除く）

※郵送の場合は令和5年8月~~17日~~25日必着。

(4) その他

- ① 企画提案は、1社1案とする。
- ② 企画提案申込書提出後に参加を辞退する場合は、企画提案参加辞退届（様式4号）を令和5年8月25日（金）午後5時までに提出すること。
- ③ 提出された企画提案書類等は返却しない。
- ④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは撤回をすることができないものとする。
- ⑤ 担当部局は、提出された企画提案書等を本企画提案競技の事務以外に、提出者に無断で使用しない。
- ⑥ 提案価格が著しく低い場合は、積算根拠等説明を求めることができるものとする。
- ⑦ 企画提案書等に用いる言語は日本語に限る。
- ⑧ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - ・ 前記4の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ・ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。

- ・ 見積額が、前記3の(4)の委託料上限額を上回っているとき。
- ・ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ・ その他不正な行為があったとき。

⑨ 企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

9 企画提案に係るプレゼンテーション

契約書及び仕様書に沿って実施する業務内容について、提出された企画提案書を基にプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日

令和5年8月30日(水) ※詳細な時間と場所は企画提案書提出者に別途通知する。

(2) 実施方法

- ・ 説明者は提出した企画提案書等に基づき、提案内容を説明する。説明にあたっては、提案内容のアピール点をわかりやすく説明すること。
- ・ 説明時間は20分程度、質疑応答は10分程度とする。
- ・ 企画提案者の入室は説明者を含め3名までとする。
- ・ 説明に使用するデータファイルは原則、当日持参とする。プロジェクター、スクリーン、パソコン(Windows対応)等の機材は県で用意する。

10 委託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

- ① 企画提案に係る審査は、選定委員会を設置し、評価基準に基づき審査を行い、委託事業者を選定する(非公開)。
- ② 各委員の評価に基づく採点の集計により、参加者の順位付けを行い、審査委員の協議を経て、最も点数が多い者を最優秀者に選定し、最優秀者を契約締結候補者とする。ただし、総得点が最上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないことがある。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定する。

(2) 評価基準(100点満点)

評価基準	配点	審査項目の概要
過去の実績	5	・ 過去の同種又は類似の業務で良好な実績を挙げているか。
コストの抑制	5	・ コストの抑制が図られているか。
実施体制	10	・ 十分な人員体制を確保しているか。 ・ 業務を遂行するために必要十分な専門的知識・技能、経験を有した職員を配置できるか。
進行管理・マネジメント	10	・ 工程ごとに必要とされるスケジュールが確保できているか。 ・ リスクマネジメントができているか。

業務理解度	20	・業務の目的や対象とする来訪者像を正確に理解しているか。
企画内容	25	・来訪者の満足度向上に資する内容であり、具体的、かつ実現可能なものであるか。
革新性・独創性	25	・来訪者の満足度向上に資する新たな技術・知見や、独自の発想を有しているか。

(3) 審査結果等

- ① 受託者決定後、速やかに企画提案書の提案者全員に文書で通知する。
- ② 審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立てには応じない。

(4) 契約手続き

- ① 契約締結候補者は、採用の通知を受領後、業務開始準備を行うものとするが、その後に契約締結ができない事情が生じた場合は、次点となった者を契約締結候補者とする。
- ② 採用された企画提案の実施にあたっては、県と委託契約候補者が業務仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結するが、企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

- (5) 受託者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、契約日に発注者に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）第 109 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。